

平成30年10月10日

「道の駅」の機能向上に関する調査－防災機能及びバリアフリー化を中心として－を開始

みずかみ たもつ

近畿管区行政評価局(局長:水上 保)は、地域における行政上の課題や問題を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自に調査を企画し実施しています(地域計画調査)。

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的として、市町村等が国に登録して整備していますが、東日本大震災時等に避難所や復旧活動の拠点として活用されたことから、災害時に防災機能を発揮することも期待されています。また、制度開始から20年以上が経過しており、この間、施設のバリアフリー対応が求められるようになっているほか、近年の外国人旅行者の増加に伴い、多言語案内等が求められています。

このため、当局では、市町村等が整備している「道の駅」について、防災機能の整備、バリアフリー化の一層の推進等を図る観点から、現地の実情や関係機関の取組の実態を調査することとしましたので、公表します。



道の駅ロゴマーク

【照会先】

総務省近畿管区行政評価局

評価監視部第5評価監視官 前川 継央

電話:06-6941-8761 FAX:06-6941-8999

E-mail:knk13@soumu.go.jp

兵庫行政評価事務所 評価監視官 土井 広一

電話:078-331-9096 FAX:078-333-7919

E-mail:hyogo10@soumu.go.jp

本報道資料は、近畿管区行政評価局のホームページに掲載しています。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

「道の駅」の機能向上に関する調査－防災機能及びバリアフリー化を中心として－

調査の経緯

- ◆ 「道の駅」は平成5年に制度が発足。
①道路利用者のための「休憩機能」、
②道路利用者や地域住民のための「情報発信機能」、③道の駅を接点に活力ある地域づくりを行う「地域連携機能」等を併せ持った施設
- ◆ 平成30年4月現在、全国1,145駅、近畿地方には147駅 登録
(福井県 15 滋賀県 20 京都府 18 大阪府 10 兵庫県 35 奈良県 15 和歌山県 34)



- ◆ 「道の駅」は、平成16年10月の新潟県中越地震、23年3月の東日本大震災、28年4月の熊本地震時等に、被災者の避難場所、被災地救援のための様々な支援拠点として活用
- ◆ 「国土強靱化政策大綱」(平成25年12月)や「国土強靱化アクションプラン2018」(30年6月)で、「道の駅」の防災拠点化、市町村との役割分担、防災設備・防災機能の付加等を推進
- ◆ 「道の駅」登録・案内要綱(平成14年3月最終改正)で、施設及び主要経路をバリアフリー化することを明記。また、近年、インバウンド(外国人旅行者)に対応した取組や多言語案内が課題



- ◆ 「道の駅」の防災機能における市町村との役割分担、防災施設・防災機能の付加状況等を調査
- ◆ バリアフリー化や案内表示の多言語化の現況を把握

主な調査項目

1 「道の駅」の防災機能の推進

地域防災計画での位置付け、防災協定の締結、マニュアル・訓練、防災設備の設置状況等

2 「道の駅」施設のバリアフリーの対応状況

バリアフリー対策の方針、施設・設備のバリアフリー化の状況

3 その他

外国人旅行者に対する多言語表示、案内等の取組状況

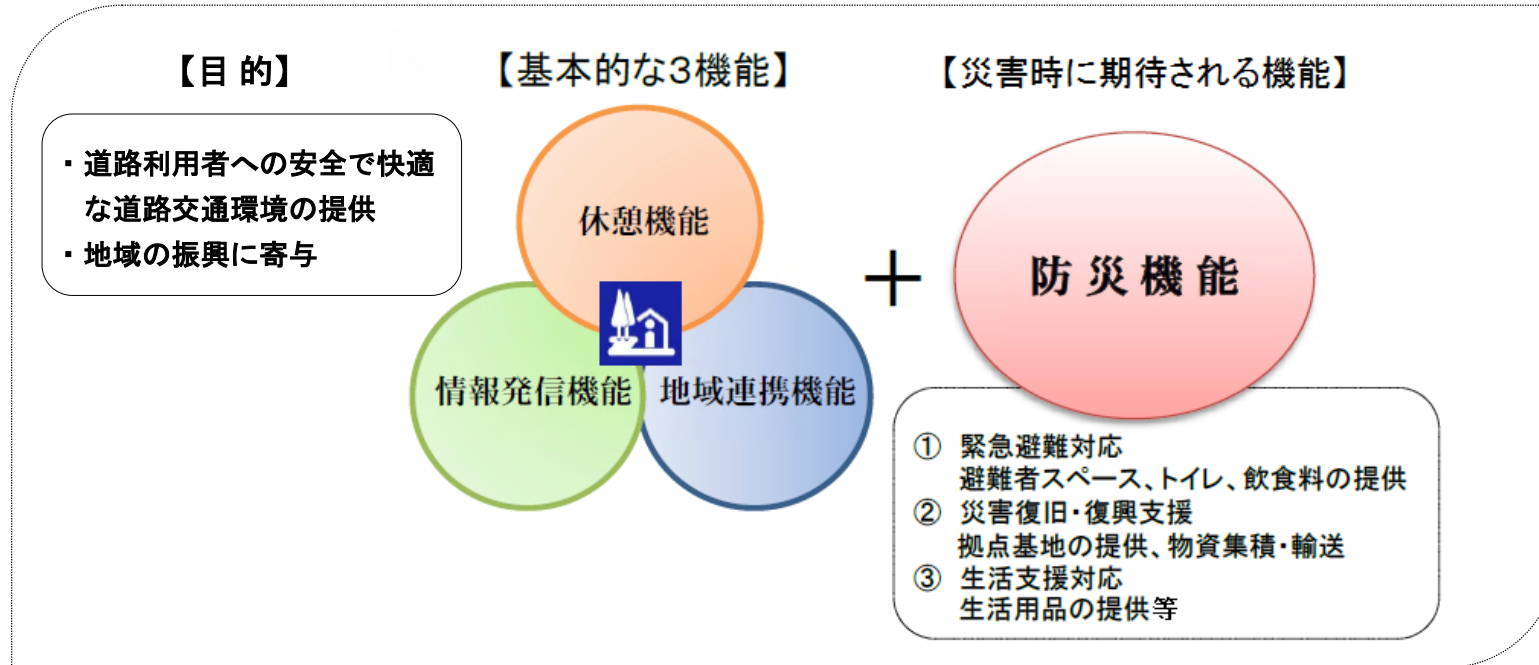
調査対象・方法(予定)

- ◆ 国土交通省近畿地方整備局、府県、市町村、関係団体(道の駅運営者)等
- ◆ 大阪府、兵庫県及び和歌山県の「道の駅」を対象とした実地調査のほか、近畿地方(2府5県)に所在する全ての「道の駅」設置市町村等にアンケートを実施

調査期間(予定)

平成30年10月～31年3月

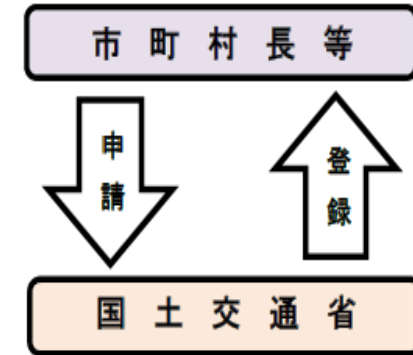
○「道の駅」の目的と機能



(注) 国土交通省の資料に基づき当局が作成

○「道の駅」登録手続

- ・ 市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置
- ・ 登録は、市町村長からの登録申請を受け、国土交通省で実施
- ・ 登録要件として、24時間無料で利用できる駐車場、トイレを設置し、施設及び主要経路はバリアフリー化を図ること等



(注) 国土交通省の資料に基づき当局が作成

○「道の駅」の防災設備、多目的トイレ設置例



飲料水貯水槽



非常用電源装置



防災備蓄倉庫



多目的トイレ

(注) 写真は、国土交通省の資料より引用